

9. 16 東京霞が関

司法修習生に対する 給費制存続を求める 2000人パレード

期日：2010年9月16日(木) (参加費及び事前申込み不要 / 雨天決行)

決起集会：午前11時 日比谷野外音楽堂 (開場午前10時45分)

パレード出発：午後0時15分 日比谷公園霞門

解散：午後1時頃 永田町周辺

2004年に裁判所法が改正され、本年11月1日から司法修習生に給与を支給する「給費制」が廃止され、修習資金を貸与する「貸与制」に変わります。

日本弁護士連合会では、「給費制」を維持するために裁判所法の改正を目指して、2000人パレードを開催いたします。裁判所法の改正を実現するためには多くの市民、弁護士、法科大学院生等の皆様の声を広く国会に訴えることが必要です。ぜひご参加をお願いいたします。



【東京メトロ 丸の内線】
「霞ヶ関駅」下車 B2出口より徒歩約3分
【東京メトロ 日比谷線】
「霞ヶ関駅」下車 A5出口より徒歩約4分
【東京メトロ 千代田線】
「霞ヶ関駅」下車 C4出口より徒歩約3分
【都営地下鉄 三田線】
「内幸町駅」下車 A7出口より徒歩約3分
【JR 山手線・京浜東北線】
「有楽町駅」「新橋駅」下車
日比谷口出口より徒歩約15分

地図提供：公益財団法人東京都公園協会

【主催】日本弁護士連合会

【共催(予定)】司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会、ビキナーズネット、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、関東弁護士会連合会